

◎事業系大規模建築物

事業用大規模建築物とは、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 事務所、店舗等の事業の用に供される部分の延床面積が、3,000 平方メートル以上の建物
- (2) 学校教育法第 1 条に規定する学校の用途に供する延床面積が、8,000 平方メートル以上の建物
- (3) 大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗
(「一の建物」であって、その建物内の「店舗面積」の合計が 1,000 平方メートルを超える店舗)

※床面積の範囲

- ①休・廃業等により事業の用に供していない部分の床面積は除きます。
- ②住宅・アパート等の居住用部分の床面積は除きます。
- ③事業用と他の用途の共有部分（通路・階段・機械室等）がある場合は、事業用の床面積に算入します。
- ④事業の用に供される部分の延床面積が 3,000 平方メートル未満であった建築物が、増改築が行われた後、延床面積が指定要件を満たすこととなった場合は、対象建築物となります。

※対象事業所の単位

- ①「事業系大規模建築物」は「棟」を単位とします。所有者が同じでも、棟が異なれば個別に取り扱います。ただし、工場・学校及び病院等、同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の保管場所及び処理が一体的に行われる複数の対象建築物は、一棟の対象建築物として取り扱います。
- ②同一敷地内に「事業用大規模建築物」の他に建築物が存在し、廃棄物の保管及び処理が一体的に行われている場合は、「事業用大規模建築物」と合わせて、指導対象として取り扱います。

◎大規模建築物の所有者

その建築物の所有権を有する者をいいます。ただし、以下の場合も所有者とみなします。

- (1) その建築物が共有又は区分所有である場合の、管理組合の代表者
- (2) その建築物の共有又は区分所有である場合であって、管理組合が構成されていない場合、その共有者又は区分所有者から選ばれた代表者
- (3) その建築物の全部を賃借その他の理由により、事実上占有している者
- (4) その建築物の所有者から、その建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

◎廃棄物管理責任者

廃棄物管理責任者には、当該建物から排出される廃棄物について全体的に管理できる

方を1名選任します。廃棄物管理責任者は、当該建物から排出される一般廃棄物の実質的な責任者となりますので、一般廃棄物の発生抑制、再利用及び資源化を促進するため、以下の業務を行います。

- ・「事業系廃棄物減量等計画書」の作成に関すること
- ・事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理の方法等の把握に関すること
- ・事業用大規模建築物の占有者や利用者に対する指導及び啓発に関すること
- ・市との連絡・調整等に関すること

【選任基準】

事業用大規模建築物から生じる廃棄物の状況を常時把握でき、廃棄物の発生抑制、再生利用の可能な物の分別徹底及び適正処理について権限を持っている方の中から選任してください。なお、資格等は必要ありません。また、廃棄物や再生利用対象物の収集運搬業者は、廃棄物管理責任者として選任することはできません。